ヘ　青色染色餌　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用青色一号で染色をすること。

ト　残さ排出管理（(1)又は(2)のいずれかを実施すること。）

(1)　投縄及び揚縄中に残さ排出を行わないこと。

(2)　投縄及び揚縄を行う舷側の反対側の舷側から残さ排出を行うこと。

3　南緯三十度以南の海域

一　次に掲げる漁具のうち少なくとも二以上の種類の漁具を使用しなければならない。

イ　夜間投縄

ロ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める種類の吹流し装置

(1)　漁船の全長が三十五メートル以上の場合　吹流し装置（標準型）

(2)　漁船の全長が三十五メートル未満の場合　吹流し装置（軽量型）

ハ　加重枝縄

二　前号に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。

イ　夜間投縄

(1)　天測暦による当該海域の日出から日没までの間は、投縄を行わないこと。

(2)　船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。

ロ　吹流し装置（標準型）

(1)　吹流しの長さは、最低でも二百メートルとすること。

(2)　おどしは、はっきりとした明るい色とすることとし、標準型おどし及び軽量型おどしの両方を取り付けること。

(3)　標準型おどしは、絡みを防ぐためサルカンで取り付けること。この場合、標準型おどしの長さは、水面に到達するものとすること。

(4)　標準型おどしの取付けは、一組ずつとし、間隔は五メートル以内とすること。

(5)　軽量型おどしの長さは、一メートルを超えること。

(6)　軽量型おどしの取付けは、一組ずつとし、間隔は一メートル以内とすること。

(7)　吹流しは、枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から七メートルを超える位置に保持できるように取り付けること。この場合、水面上にある吹流しの長さは、最低でも百メートルとすること。

(8)　二本の吹流し装置（標準型）を使用する場合は、幹縄を中心として両側に設置すること。

(9)　予備の吹流し装置（標準型）を保持すること。

ハ　吹流し装置（軽量型）

(1)　吹流しの長さは、最低でも百メートルとすること。

(2)　吹流しの長さが百五十メートル未満の場合は、吹流しの張りを維持するために、先端に牽引物を取り付けること。

(3)　おどしは、はっきりとした明るい色とすることとし、標準型おどし及び軽量型おどしの両方を取り付けること。

(4)　標準型おどしは、絡みを防ぐためサルカンで取り付けること。この場合、標準型おどしの長さは、水面に到達するものとすること。

(5)　標準型おどしの取付けは、一組ずつとし、間隔は吹流しの先頭部分五十五メートル以内においては五メートル以内とすること。

(6)　軽量型おどしの長さは、一メートルを超えること。

(7)　軽量型おどしの取付けは、一組ずつとし、間隔は一メートル以内とすること。

(8)　吹流しは、枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から六メートルを超える位置に保持できるように取り付けること。この場合、水面上にある吹流しの長さは、最低でも七十五メートルとすること。

(9)　二本の吹流し装置（軽量型）を使用する場合は、幹縄を中心として両側に設置すること。

(10)　予備の吹流し装置（軽量型）を保持すること。

ニ　加重枝縄

(1)　錨から一メートル以内に錘を取り付ける場合は、四十五グラム以上の錘を取り付けること。

(2)　錨から三・五メートル以内に錘を取り付ける場合は、六十グラム以上の錘を取り付けること。

(3)　錨から四メートル以内に錘を取り付ける場合は、九十八グラム以上の錘を取り付けること。

第二　千九百四十九年の日米加三国間の条約第一条に規定するアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約によって設置された条約水域（メキシコの排他的経済水域を除く。）及び太平洋の海域のうち、北緯二十三度以北の海域（アメリカ大陸との西海岸線と北緯二二度との交点から北緯二度、西経一一九度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一五〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一〇五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経八〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経七五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経七〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経七五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経八〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経八五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経九〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経九五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一〇〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一〇五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一一〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一一五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一二〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一二五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一三〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一三五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一四〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一四五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一五〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一五五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一六〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一六五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一七〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一七五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一八〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一七五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一七〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一六五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一六〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一五五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一五〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一四五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一四〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一三五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一三〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一二五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一二〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一一五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一一〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一〇五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経一〇〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経九五度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経九〇度の点に至る直線、十か五か九十線、南緯五度、西経八